

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）
第七條 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十一号及び第二項第十二号中「第二十五号」を「第二十七号」に、「第二十六号」を「第二十八号」に、「第二十三号及び第二十四号」を「第二十五号及び第二十六号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第八條 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第三号中「関すること」の下に「（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十一條第六号中「希少疾病用医薬品」の下に「、先駆的医薬品及び特定用途医薬品」を加える。

第五十二條第七号中「希少疾病用再生医療等製品」の下に「、先駆的医薬品（体外診断用医薬品に限る）、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品並びに特定用途医薬品（体外診断用医薬品に限る）、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品」を加える。

第五十四條第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医薬品等及び医療機器等の輸入の確認に関すること。

附 則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第二條の規定は、改正法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年七月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四百三十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七條の二第一項中「令和元年八月」を「令和二年八月」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「二五・二六」を「二五・二九」に、「二二・二五」を「二二・二七」に、「二一・〇〇」を「二一・〇二」に、「二〇・〇九」を「二〇・一〇」に、「一八・九五」を「一八・九六」に、「一八・二九」を「一八・三〇」に、「一八・〇二」を「一八・〇四」に、「一六・九三」を「一六・九四」に、「二五・九三」を「二五・九四」に、「一四・二五」を「一四・二六」に、「二二・八二」を「二二・八三」に、「一一・五五」を「一一・五六」に、「二〇・四三」を「二〇・四四」に、「

に、「九・五四」を「九・五五」に、「八・六六」を「八・六七」に、「六・九〇」を「六・九二」に、「二・八六」を「二・八七」に、「二・五七」を「二・五八」に、「二・三九」を「二・四〇」に改め、「二・〇二」と「二・〇九」とあるのは「二・〇〇」と「〇・九八」とあるのは「〇・

九九」と「を」に加え、
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

を
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

〇・九九
〇・九九
〇・九九
〇・九九
〇・九八
〇・九九
一・〇〇

一・〇〇

に、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

一・〇〇
〇・九九
一・〇〇
〇・九九
〇・九九

を
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日